

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 日々の暮らしの基盤の充実

#### 基本目標1-1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

##### 基本方針

障がい者(児)及びその家族からの相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

障がい者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを適切に利用することができるよう、意思決定支援を推進します。

また、障がい者(児)を介助する家族の負担軽減のための支援に取り組むなど、自立した生活の支援に向けた取組みを推進します。

##### 個別施策・具体的な取組内容

※担当課名称は令和5年度策定時現在の名称です。

※担当課欄で()内は主担当課と連携する部署(副担当課)・機関等を示します。

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)意思決定支援の推進</b>	
1)意思決定支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインに基づき、必要な支援等が行われることを推進します。</li> <li>●意思決定の結果作成される個別支援計画作成のための研修等を行うなど必要な支援に取り組めます。</li> </ul>	障害福祉課

#### 重点施策1:「相談支援体制の充実」

##### 【重点施策に係る施策項目】

基本目標1 施策分野1 (2)相談支援体制の強化

##### 【指標】

指標名	令和5年 度末現在	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
基幹相談支援センター設置数	未設置	1	1	1	1	1	1

## 個別施策・具体的な取組内容

(2)相談支援体制の強化 <b>重点★</b>	
<p>1)相談支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市と基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所と連携し、相談の質の向上を図るほか、専門的な立場で相談・支援を行える専門員の安定的な確保に努めます。</li> <li>●相談支援体制の充実のための方策について、地域自立支援協議会での検討を行うとともに、市域における基幹相談支援センターの設置をはじめ、委託相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携機能の強化を図ります。</li> <li>●障がい者や家族の経験等に基づいた相談、支援を行えるよう、ピアカウンセリングの人材育成を進め、カウンセリングを通じた支援策の充実を図ります。</li> <li>●障がい者等の相談に基づき、適切な支援が行えるよう、関連機関との連携を強化します。</li> </ul>	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、分野や対象を問わない身近な相談窓口で、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「他機関協働」を一体的に提供する重層的支援体制整備に向けた移行準備事業に取組み、体制整備を推進します。(新)</li> </ul>	社会福祉課 (介護長寿課、障害福祉課、こども未来課、学校教育課、健康推進課)
<p>2)適切なサービス利用計画作成等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者個々の状況やサービス利用の意向等を踏まえたサービス等利用計画書の作成が行われ、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取組みを行います。</li> <li>●また、糸満市障害福祉サービス等支給決定基準の定期的な見直しを行うなど、適切な支給決定に向けた取組みを推進します。</li> </ul>	障害福祉課
<p>3)地域における各種相談機能の確保・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の身近な相談者となる民生委員・児童委員、母子保健推進員等の確保を図るとともに、適切な相談、支援が行われるよう、研修機会の確保に努めます。</li> </ul>	社会福祉課 (社会福祉協議会) 健康推進課
(3)地域移行支援	
<p>1)地域移行支援、地域定着支援の充実と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の充実、利用促進を図ります。併せて自立支援協議会地域移行部会の機能強化に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
<p>2)グループホームの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、関係機関と連携して提供量の確保を図ります。併せて、質の充実化に向け、糸満市地域自立支援協議会・移行部会の機能強化に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
<p>3)居住サポート事業の充実と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施します。</li> </ul>	障害福祉課

●本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報を行い、障がい者の地域移行、居住サポートについて理解の促進を図ります。	
4)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備 ●精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。 ●相談等を通じてつなぎ役となる基幹相談支援センターの設置に努めるとともに、市の自立支援協議会の「居住・地域移行部会」を活用した関係機関や団体等による協議の場を活用し支援を推進します。	障害福祉課

## 重点施策2:「障がい児支援の充実」

### 【重点施策に係る取り組み】

基本目標1 施策分野1 (4)障害のある子ども・子育て家庭に対する支援の充実

### 【指標】

指標名	令和5年10月 調査時点	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
障がい児福祉サービスの満足度 (アンケート調査)	70.1%	—	—	前回 調査 より 増加	—	—	前回調査 より増加、 又はR8 に再設定

### 個別施策・具体的な取組内容

#### (4)障害のある子ども・子育て家庭に対する支援の充実 **重点★**

1)児童発達支援センターにおける取組みの推進 ●こども発達支援センターココイクを中心として、障がい児の発達支援についての相談をはじめ、専門的な指導を行い、集団生活の適応訓練の取組みを推進します。	障害福祉課
2)医療的ケアを必要とする障がい児への支援 ●医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の連携強化による対応を進めます。 ●自立支援協議会の子ども・療育支援部会(IKEAの森)を中心として、関係機関で協議し、医療的ケア児の支援に向けた取組みを推進します。 ●医療的ケア児の教育・保育施設等及び学校での受入れ実施に向けて関係機関と、さらなる連携を図り、体制整備に取組みます。	障害福祉課 健康推進課 保育こども園課 学校教育課

<p>3)障害児通所支援等のサービス提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援について、事業所との連携により、量的、質的充実を図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>4)重度の障がい児のサービス利用事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅で生活する重症心身障がい児について、居宅訪問型児童発達支援やその他放課後等デイサービスにおける受け入れ可能事業所の確保に努めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>5)特別支援保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上に努めます。</li> <li>●特別支援保育を担当する職員の確保とともに専門性向上のための研修の実施により、障がい児等の受け入れ態勢の充実を図ります。</li> </ul>	<p>保育こども園課</p>
<p>6)放課後児童対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学童クラブにおける障がい児の受け入れへの支援を引き続き行い、障がい児の居場所の確保に努めます。</li> <li>●障がい児への適切な対応を図るため、研修等による放課後児童支援員の養成・資質の向上に努めます。</li> </ul>	<p>こども未来課</p>
<p>7)親子通園事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●親子通園を終了した親同士によるサークル活動の立ち上げを支援し、障がい児を持つ親の集いの場づくりを進めます。</li> </ul>	<p>こども未来課</p>
<p>8)発達障害支援体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害を早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ（年齢）や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを整備します。</li> <li>●関連する各課の連携を図るため、連絡会を開催し、情報の共有、今後の取組みの検討等を行います。</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課 (学校教育課 保育こども園課 こども未来課)</p>
<p>9)巡回相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の幼児期の教育・保育施設等に通う乳幼児の巡回相談について、今後も継続するとともに、充実を図ります。</li> </ul>	<p>保育こども園課 学校教育課</p>

## 重点施策3:「福祉サービスの充実」

### 【重点施策に係る施策項目】

基本目標1 施策分野1 (5)自立支援給付サービスの確保、質の向上  
(6)地域生活支援事業の充実

### 【指標】

指標名	令和5年10月 調査時点	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
障害福祉サービスの満足度 (アンケート調査)	身体障害者: 74.3% 知的障害者: 83.6% 精神障害者: 79.7%	—	—	前回 調査 より 増加	—	—	前回調査 より増加、 又はR8 に再設定

### 個別施策・具体的な取組内容

#### (5)自立支援給付サービスの確保、質の向上 **重点★**

1)訪問系サービスの確保 ●訪問系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	障害福祉課
2)日中活動系サービスの確保 ●生活介護、自立訓練、就労移行支援等といった、日中活動系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	障害福祉課
3)居住系サービスの確保等 ●共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援といった居住系サービスについて、提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。 ●相談支援事業所と連携し、保証人等が確保できない障がい者に対する居住サポート事業を行い、一般住宅への入居支援の充実を図ります。 ●地域自立支援協議会における居住部会での協議と実践を図り、地域定着のサポート体制の構築に努めます。	障害福祉課
4)医療的ケアを含む支援の充実 ●常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援が受けられる環境の整備促進を行うとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の確保に努めます。	障害福祉課

<p>5)サービス等利用計画の適正な作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者のニーズに合ったサービスを提供するため、「サービス等利用計画」の適正な作成に向けた支援を強化します。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>6)補装具の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●補装具の支給決定について、専門的な知識を有する人材を確保し、より適切な利用が行われる体制づくりを図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>(6)地域生活支援事業の充実 <b>重点★</b></p>	
<p>1)日常生活用具給付等事業の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●より適切な利用が行われるよう、支給決定に関し、適正な判断ができる体制づくりを図ります。</li> <li>●対象用具の基準等について、定期的な見直しを検討します。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>2)移動支援事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者等の外出が円滑に行われるよう、ガイドヘルパーの派遣を進めます。</li> <li>●身体・知的障がい者(児)の外出時の個別的支援では、現行の移動支援事業対象外の通勤・通学の要望が増加傾向にあることから、その有効な対応策について検討します。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>3)地域活動支援センターの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動支援センターのPRを積極的に行い、利用者の拡大に努めます。</li> <li>●地域自立支援協議会等と連携し、利用者の現状とニーズを再確認し、より適切な支援ができるように努めます。</li> <li>●地域活動支援センターの施設の在り方について、関係部署・関係機関とともに検討を進めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (政策推進課)</p>
<p>4)生活支援事業の充実(本人活動支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者やその家族の交流機会の拡充を図るため、交流できる場の確保に努めます。</li> <li>●福祉機器リサイクル事業については、事業の在り方などを検討していきます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (社会福祉協議会)</p>
<p>5)社会参加促進事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の社会参加を促進するため、障がい者が参加できる既存のスポーツ大会等への参加促進を図るとともに、障がい者が参加できる大会の在り方について関係機関の検討を支援します。(新)</li> <li>●視覚障害者等への音訳サービスについて、利用者への周知活動を進めるとともに、音訳ボランティアの募集を呼びかけます。(声の広報発行事業)</li> </ul>	<p>障害福祉課 (観光スポーツ振興課)</p>

<p>6)日中一時支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)の日中の活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図るため、本事業を推進します。</li> <li>●事業の周知により、利用促進を図ります。</li> </ul>	障害福祉課
<p>7)地域生活支援拠点等の整備(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を有する拠点整備について、複数の事業所が分担して機能を担う体制の整備を推進します。</li> </ul>	障害福祉課
<p>8)強度行動障害を有する方への支援体制の整備(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●強度行動障害を有する方への支援を図るため、支援ニーズの把握に努め、地域自立支援協議会など関係機関と連携した支援体制の整備に取り組めます。</li> </ul>	障害福祉課
<b>(7)在宅支援サービスの推進</b>	
<p>1)緊急通報システム事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一人暮らしの障がい者が緊急事態に陥ったときの支援を図るため、緊急通報システム事業を実施するとともに、事業の周知、利用環境の確保を図ります。</li> </ul>	障害福祉課
<p>2)難病患者に対するサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養している難病患者に対し、短期入所、日常生活用具給付等事業、居宅介護サービス等の提供を継続します。</li> </ul>	障害福祉課
<p>3)救急医療情報キットの普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●万一の緊急時に本人等が病状を説明できない場合に備え、本人のかかりつけの病院や病名等の医療情報、飲み薬などを含めた個人情報自宅の冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」の提供体制を確保します。また、新たなニーズに対応した救急医療情報の提供手段について検討します。</li> </ul>	介護長寿課 障害福祉課 (消防本部警防課)
<b>(8)障害福祉を支える人材の確保</b>	
<p>1)専門職の確保・資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等や手話通訳士等の専門職の確保及び継続的配置、研修への参加等による資質向上を図ります。</li> </ul>	障害福祉課
<p>2)障害福祉サービス等に従事する人材の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービスに従事する人材の確保や育成を推進するため、研修機会の確保や育成に関連する情報提供、他市町村との連携した人材確保方策の検討を行います。</li> <li>●障害福祉サービス提供事業所の事務負担軽減及び災害等に対するレジリエンス向上に向け福祉、事業所が利用するシステムのクラウド化への移行等を促進します。(新)</li> </ul>	障害福祉課 (情報政策課)

## 基本目標1-2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

### 基本方針

社会生活を送る上で、障害の有無に関わらず誰もが生活に必要な情報を取得し、活用できる環境が必要となることから、障がい者が生活に必要な情報を容易に入手・活用したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報提供や意思疎通支援の充実を図ります。

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)情報アクセシビリティの向上</b>	
<b>1)障がい者に配慮した情報提供の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、情報通信機器の活用(電子メール等)、声の広報等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。</li> <li>●障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 (秘書防災課、 情報政策課)
<b>(2)情報提供の充実</b>	
<b>1)情報提供の充実・電子申請の取組推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市のホームページによる情報提供を進めるため、障害福祉制度に関する内容の充実、定期的な更新に努めます。</li> <li>●各種行政手続きについて、「糸満市DX計画」に基づき電子申請等の取組みを推進します。(新)</li> <li>●広報いとまんや「障害福祉のしおり」等を通じて障がい者の関連情報を提供します。</li> <li>●視覚障害者等への情報提供の充実を図るため、声の広報等の利用を促進します。</li> </ul>	障害福祉課  (情報政策課)
<b>(3)意思疎通支援の充実</b>	
<b>1)コミュニケーション支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚、言語機能、音声機能等の障害のある市民が、円滑に意思疎通が行えるよう、市役所内への手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記奉仕員等の派遣を行います。</li> <li>●設置手話通訳者のスキルアップを図る研修等への派遣を促進します。</li> </ul>	障害福祉課
<b>(4)行政情報のバリアフリー向上</b>	
<b>1)ホームページ等の利用しやすさへの配慮</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページ等での行政情報の電子的提供においては、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブバリアフリー等の向上を図ります。</li> </ul>	障害福祉課 秘書防災課

<p>2) 災害発生時の障がい者への情報伝達の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達のあり方について検討を行うとともに、情報伝達手段の理解浸透に努めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 秘書防災課</p>
---	------------------------

## 基本目標1-3 保健・医療の推進

### 基本方針

障がい者が地域で安心して暮らす上では、障害の早期発見による必要な支援へのつながりが重要であることや、医療との連携は不可欠なものです。

各種健診などの保健事業を推進し、障害の早期発見と健診後の支援体制の充実に努めるとともに、障がい者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組めます。

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1) 障害の早期発見・早期支援</b>	
<p>1) 新生児・乳幼児の健康づくりの支援充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健診を実施するとともに、健診の問診や保健相談の中で、発達相談を行います。また、健診事後教室を実施し、子どもの発達特性や特徴について保護者と共有しながら支援します。</li> <li>● スキル向上を図るため、母子保健推進員や保健師の研修会等への参加を推進します。</li> </ul>	健康推進課
<p>2) 生活習慣病などの予防対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病などによる障害の発生を予防するため、特定健診・特定保健指導の充実と受診率の向上に取り組めます。</li> <li>● 40歳未満の若年世代の受診率向上を図るため、健診と健康管理の重要性を周知し、受診勧奨を行います。</li> <li>● 生活習慣病の予防が関連する障害の予防にもつながることについて、周知・啓発を行います。</li> <li>● 各自治会に保健推進員が1名以上配置できるよう、広報活動を行うとともに、自治連絡員との連携強化を図ります。</li> </ul>	健康推進課
<b>(2) 障がい者の健康保持・増進</b>	
<p>1) 歯科診療の充実促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の適切な歯の健康管理を支援するため、障がい者の歯科診療に関する情報を、市のホームページに掲載するとともに、市内福祉サービス提供事業所への情報提供に取り組めます。</li> </ul>	健康推進課 (障害福祉課)

<p>2)社会参加促進事業の推進(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の社会参加を促進(健康増進)するため、障がい者が参加できる既存のスポーツ大会等への参加促進を図るとともに、障がい者が参加できる大会の在り方について関係機関の検討を支援します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (観光スポーツ振興課)</p>
<p>(3)精神保健対策の充実</p>	
<p>1)精神保健相談、訪問指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健相談や訪問指導の充実を図るため、精神科病院や保健所との連携を強化し、相談員の資質向上等に取り組みます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課</p>
<p>2)精神保健に関する啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●専門機関と連携し、市民講座の開催等を通じて、精神疾患の理解や対応の周知等に取り組みます。</li> </ul>	<p>健康推進課 (障害福祉課)</p>
<p>3)ピアサポート・ピアサポーターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者に対する当事者による相談活動等を推進するため、断酒会等の支援の取組支援の継続をはじめ、ピアサポート・ピアサポーターの育成・支援の充実に取り組みます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (健康推進課)</p>
<p>4)心の健康を保持するための取組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●心の健康相談や、うつ等の精神疾患の予防に関する広報活動の充実化を図り、市民の心の健康づくりに関する取り組みを推進します。</li> </ul>	<p>健康推進課 (障害福祉課)</p>
<p>5)精神障害者の地域移行・定着支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●退院可能な精神障害者の地域への円滑な移行・定着を実現するため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、精神障害者の退院後の支援にかかる取り組みを推進します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課</p>
<p>6)精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなど、必要な支援を包括的に提供できる体制の整備を図ります。</li> <li>●相談等を通じてつなぎ役となる基幹相談支援センターの設置に努めるとともに、市の自立支援協議会の「居住・地域移行部会」を活用した関係機関や団体等による協議の場を活用し支援を推進します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課</p>
<p>(4)難病患者等への支援</p>	
<p>1)難病患者への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携による対応を行います。</li> <li>●難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な対応とサービス提供の実施に努めます。</li> <li>●指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を目的とした、県(保健所)が実施する特定医療費(指定難病)助成制度について、周知を図ります。(新)</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課</p>

## 基本目標2 学び、働き、憩う環境の充実

### 基本目標2-1 教育の振興

#### 基本方針

学校教育においては、障害のある児童生徒が、必要な支援のもと、発達段階や能力、特性に応じた教育が受けられる環境づくりを推進します。また、障害の有無に関係なく、すべての児童生徒がともに学ぶことができるインクルーシブ教育の仕組みの構築に取り組めます。

#### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)特別支援教育の充実</b>	
1)インクルーシブ教育システムの構築・推進 ●障害のある子どもを含むすべての子どもがともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、個別教育支援計画・指導計画の推進を図ります。 ●インクルーシブ教育の推進に向け、合理的配慮に関する研修会等により周知を行います。(新)	学校教育課 (障害福祉課)
2)特別支援教育の充実 ●支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携して、特別支援教育の整備を進め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するための適切な指導や必要な支援を行います。 ●特別支援教育の充実のため、教職員の資質向上を図るほか、特別支援教育コーディネーターや支援ヘルパー等と連携した支援を進めます。 ●市内の幼児教育施設との連携を図ります。	学校教育課
3)教育の場における合理的配慮 ●教育の場において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。 ●提供に際しては、合理的配慮に関する研修会等により周知を行います。(再掲)	学校教育課 教育総務課
4)校内支援体制の充実 ●障がい児の適正就学を図るため、就学支援委員会を開催し、適正就学の指導を行うほか、保護者への相談対応等を行います。 ●巡回障害児就学相談会を行うほか、特別支援教育指導コーディネーターによる学校、保護者への指導・助言等の強化を図ります。	学校教育課

<p>5)交流教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健全児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を促進します。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
<p>6)保幼小の移行支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子保健、教育・保育施設等及び学校で、障害のある子や気になる子の情報連絡の共有を図るため、保幼小における移行支援の実施・充実により、子どもたちの育ちの様子を小学校に繋げるように進めます。</li> </ul>	<p>保育こども園課 障害福祉課 学校教育課 健康推進課</p>
<p>(2)生涯を通じた多様な学習活動の充実</p>	
<p>1)多様な学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習関連の各種講座を継続するとともに、障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>●読み聞かせ・紙芝居等、読書にかかわる団体との交流を進めるほか、障がい者・児も参加しやすい取組みについて検討します。</li> </ul>	<p>生涯学習課 (生涯学習支援センター)</p>
<p>2)図書館利用の利便向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中央図書館の障がい者利用を促進するため、広報いとまんや図書館だよりによる周知を図ります。</li> <li>●大活字、LLブック、録音図書などのアクセシブルな書籍や読み上げ機能付きの電子書籍、バリアフリー対応視聴覚資料の収集に努めます。</li> <li>●また、図書館利用が難しい方への宅配サービスやリフト付き移動図書館車による市内巡回貸出、電子図書館の取組みと市民への周知を推進します。(新)</li> </ul>	<p>生涯学習課 (中央図書館)</p>

## 基本目標2-2 雇用、就業、経済的自立の支援

### 基本方針

障がい者が自立した生活を送る上で、働く意欲がある方が一般就労できる環境づくりが重要となることから、企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図る就労機会の提供に努めるとともに、就労後の定着支援に取り組めます。また、一般就労が難しい方については、福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

## 重点施策4:「就労支援の充実」

### 【重点施策に係る取り組み】

基本目標2 施策分野2 (1)総合的な就労支援 (3)福祉的就労の底上げ

### 【指標】

指標名	令和5年10月 調査時点	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
日中の過ごし方で 収入を得て仕事をして いる人の割合 (アンケート調査)	身体障害者: 22.4% 知的障害者: 12.4% 精神障害者: 19.0%	—	—	前回 調査 より 増加	—	—	前回 調査 より 増加

参考:平成29年調査では、身体障害者 15.3%、知的障害者 15.0%、精神障害者 4.0%

(上記は参考値。平成29年度調査・令和5年度調査の有効回答サンプル数(母数)には差があるため単純比較はできない。)

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)総合的な就労支援 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点★</span></b>	
1)一般就労の支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域自立支援協議会における仕事部会において、障害者雇用、定着支援等についての市の方向性の協議を進めます。</li> <li>●市内の就労支援事業所による連絡会を開催し、行政も加わり、市の障害者雇用の実態把握や就労支援体制の構築を目指します。</li> <li>●障害者就労支援事業所の合同説明会の開催を支援し、事業所職場に対する理解の促進を図ります。</li> </ul>	障害福祉課
2)就労移行支援と定着支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●就労移行支援からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。</li> </ul>	障害福祉課

(2)障害者雇用の促進	
1)障害に関する職場の理解促進、人権擁護の推進 ●商工会等と連携し、市内企業等に対し、障害者雇用や実習受け入れの優良事例などの紹介を通じて、障害者雇用について理解と協力を呼びかけます。 ●企業等に対し、障害特性等に関する理解を促す啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。	商工水産課 障害福祉課
●障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、人権侵害等に関する相談体制の充実に努めます。	市民生活環境課
2)公的機関における雇用機会の確保 ●市における障害者雇用について、法定雇用率を遵守していきます。	人事課
●関係機関との連携・協力体制のもと、公共施設の管理等委託業務の確保による障がい者の就労機会の拡充を図ります。 ●就労支援事業所等との連携による障がい者の職場体験(実習)受け入れを行います。	障害福祉課 (施設管理担当課)
3)一般企業・事業所等の雇用促進 ●商工会等と連携し、市内企業等に対し、障害者雇用や実習受け入れの優良事例などの紹介を通じて、障害者雇用について理解と協力を呼びかけます。(再掲)	商工水産課 障害福祉課
●建設工事入札参加資格審査の中で等級格付け基準による、障害者雇用の加点以外に、障害福祉サービス事業所からの物品購入、役務等の就労委託等を契約した場合に加点する制度の周知を図り、障害者雇用への理解を深めていきます。	財政課
4)障害者雇用に関する助成制度の利用促進 ●障害者雇用の際の国等における各種助成制度について企業への周知を図ります。	商工水産課
(3)福祉的就労の底上げ <b>重点★</b>	
1)就労継続支援の提供量確保 ●一般雇用が難しい障がい者の就労機会の確保を図るため、引き続き就労継続支援事業の支給量の確保に努めます。	障害福祉課
2)福祉的就労の底上げ ●就労継続支援B型事業所の工賃の向上や市内就労支援事業所の連携による共同受注、経営力強化などを進め、福祉的就労の底上げを図ります。	障害福祉課 (商工水産課)
3)農福連携の推進(新) ●本市の地域資源である農業を活かした、就労支援を図るため、農業者及び農業関連団体、福祉事業所等に対して制度や他市町村の取組み事例等の情報提供を行うとともに、農福連携技術支援者の活用促進等を通じて農福連携を推進します。	農政課 (障害福祉課)

(4)経済的自立の支援	
1)特別障害者手当の支給 ●在宅の重度障害者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	障害福祉課
2)障害児福祉手当の支給 ●在宅の重度障害児に対し、その重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	障害福祉課
3)特別児童扶養手当の支給 ●20歳未満の身体や精神に障害のある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給を行います。	こども未来課
4)自立支援医療の適正利用の促進 ●自立した日常生活に必要な医療を給付するとともに、制度の周知に努めます。	障害福祉課
5)重度心身障害者(児)医療費助成の推進 ●障がい者(児)の医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、重度心身障害者(児)の医療費の助成と制度の周知を図ります。	障害福祉課
6)生活福祉資金貸付制度の周知 ●低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付け等を行う本事業について周知を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

## 基本目標2-3 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実

### 基本方針

文化芸術、スポーツ活動は、生きがいへとつながることをはじめ、その活動を通して人との交流を図ることができる大切なツールであることから、障がい者(児)が文化芸術活動やスポーツを楽しめるよう、環境づくりに取り組みます。

また、障がい者(児)が地域の様々な活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組みます。

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)文化芸術活動の促進</b>	
1)障がい者の芸術、文化活動の充実 ●障がい者の趣味や生きがいづくりを推進するため、地域生活支援事業の「芸術文化活動振興」等を活用し、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。併せて、既存の芸術・文化活動との連携について検討します。	障害福祉課 (生涯学習課)
<b>(2)スポーツ・余暇活動等の充実</b>	
1)スポーツ・レクリエーション活動内容の充実 ●障がい者が参加するスポーツ教室は、安全面を考慮し、指導員を増員して対応するとともに、障がい者向けの講習会や研究会等により、指導員の資質向上を図ります。	観光・スポーツ振興課 (障害福祉課)
2)スポーツ施設の利便向上 ●市内のスポーツ施設のバリアフリー化に努め、障がい者が利用しやすいつくりとなるように図ります。 ●公園については市の施設長寿命化計画にもとづき、西崎運動公園等の改修等を計画的に進めます。	観光・スポーツ振興課 建設課
3)社会参加促進事業の推進(再掲) ●障がい者の社会参加を促進(余暇活動を充実)するため、障がい者が参加できる既存のスポーツ大会等への参加促進を図るとともに、障がい者が参加できる大会の在り方について関係機関の検討を支援します。	障害福祉課 (観光スポーツ振興課)
<b>(3)障がい者関係団体の活動支援</b>	
1)障がい者団体等の加入・結成の促進及び活動支援 ●各種団体や機関、市のホームページ等を通じて、当事者団体や家族会の活動を紹介し、加入促進を図ります。 ●活動の場の確保や活動資金の助成を通じた障がい者関連団体の活動を支援するとともに、活動の活性化に向けた検討を支援します。	障害福祉課  (社会福祉協議会)

(4)障がい者の地域参加、交流の機会確保	
1)障がい者の地域参加の機会づくり ●地域の公民館等を活用し、障がい者(児)が集い交流できる活動の在り方について検討を行います。	障害福祉課 社会福祉課 (社会福祉協議会)
2)障がい者のボランティア活動への参加促進 ●障がい者等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、障害福祉事業所等の協力の下、自治会等の活動を含めた既存の市民ボランティア活動への参加促進を図ります。	障害福祉課 社会福祉課 (社会福祉協議会)

## 基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進

### 基本目標3-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

#### 基本方針

障害者差別解消法などの関連法に基づき、障がい者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、関係機関等と連携して取組むとともに、市民へ障害への理解を深める取組みを推進します。

障がい者(児)の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進に向けた取組みの推進をはじめ、障がい者(児)への虐待防止対策に取り組めます。

#### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)権利擁護の推進、虐待の防止</b>	
<b>1)権利擁護の体制強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護を必要とする障がい者の増加に対応するため、権利擁護の体制強化について検討し、検討結果に基づいて推進します。</li> <li>●障がい者の権利擁護のために、相談支援事業の充実と地域の相談員である民生委員・児童委員への情報提供、研修等により、権利擁護に関する相談と関係機関へのつながりを強化します。</li> </ul>	障害福祉課 社会福祉課 (社会福祉協議会)
<b>2)成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●知的障害、精神障害により判断能力が十分でない方の権利擁護と福祉の保護を図るための成年後見制度の利用促進を図るため、費用等の助成制度の整備に向けた検討を行い、経済的理由などで制度を利用できない方への支援を推進します。</li> <li>●成年後見制度に関する普及・啓発を図ります。</li> <li>●成年後見制度に関する相談支援体制を整備します。(新)</li> <li>●成年後見制度の利用促進計画に基づく中核機関の整備を推進します。(新)</li> <li>●法人後見制度にかかる調査・研究を行い、法人後見制度の整備に向けた検討を行います。</li> </ul>	障害福祉課 社会福祉課 介護長寿課 (社会福祉協議会)
<b>3)日常生活自立支援事業の利用促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活自立支援事業の利用促進を図るため、広報紙等を活用し、制度内容及び生活支援員の活動内容や意義に関する周知を図ります。</li> <li>●社会福祉協議会との連携を図り、日常生活自立支援事業の推進に向けて専門員や生活支援員の確保に努めるなど、支援体制の整備を図ります。</li> </ul>	社会福祉課 (社会福祉協議会)

4)障がい者(児)虐待の予防や早期発見、早期対応の充実 ●障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障害者虐待防止センターや障害者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携を進めます。 ●虐待防止条例等制定に向けた検討を図り、虐待防止の体制強化に努めます。	障害福祉課 (介護長寿課、 こども未来課)
●基幹相談支援センターを設置し、虐待の早期対応等に向けた体制整備を進めます(再掲)。	障害福祉課
●こども家庭センターを設置し、本市に住む全ての妊産婦と子ども・子育て家庭への相談支援等に取り組めます(ヤングケアラー、貧困、虐待なども含む)。(新)	こども未来課
5)権利擁護や障害者虐待の防止に関する普及・啓発 ●障がい者の権利擁護や虐待の防止及び「障害者虐待防止法」に関して、市民への周知・理解を図るため、啓発パンフレットや市民向け講演会、施設従事者向け研修会等を開催するなど、積極的な普及啓発を行います。	障害福祉課
●「糸満市子どもを虐待から守る条例」の周知を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に取り組めます。(新)	こども未来課

## 重点施策5:「差別の解消」

### 【重点施策に係る取り組み】

基本目標3 施策分野1 (2)障害を理由とする差別解消の推進

#### 【指標】

指標名	令和5年度現在	目標					
		令和6年	7年	8年	9年	10年	11年
合理的配慮の提供にかかる対応要領等の策定	未制定	調査検討	調査検討	策定	—	—	—

#### 個別施策・具体的な取組内容

##### (2)障害を理由とする差別の解消の推進 **重点★**

1)差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発 ●障害のある女性、子ども、高齢者については、障害に加えてさらに複合的な困難な状況に置かれる場合があります。こうした観点も念頭に置き、きめ細かな配慮や支援を行うようホームページ等を通じた情報発信による普及啓発を進めます。 ●沖縄県が策定した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(平成26年4月)」の周知・啓発活動の取組みについて、県と連携しながら進めます。	障害福祉課
--	-------

<p>2)市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去にかかる施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者が必要とする社会的障壁を除去するため、建物等のバリアフリー化、情報の取得・利用・発信におけるバリアフリー向上を図ります。(一部再掲)</li> <li>●市職員にかかる合理的配慮の提供にかかる対応要領を制定するとともに、研修等による周知等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。</li> </ul>	<p>総務課 情報政策課</p> <p>人事課 (障害福祉課)</p>
<p>3)職場における差別禁止や合理的配慮の提供促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害に関する職場の理解及び共に働く環境づくりを図るため、事業者等に対し、職場での障がい者への差別禁止、就労にかかる合理的配慮の提供を促します。</li> </ul>	<p>商工水産課 障害福祉課</p>
<p>(3)障がい者への理解・啓発の推進</p>	
<p>1)障害者週間による啓発広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年12月3日から9日までの「障害者週間」について、イベントの充実と開催の周知徹底を市民に対して行い、より多くの市民が参加することで障がい者への理解の機会となるように努めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>2)各種広報紙、マスメディア等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報での障害関連の特集記事の定期的な掲載のほか、FMたまん、マスメディア、市広報等を活用した広報活動により、市民の心のバリアフリー意識の向上を図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (秘書防災課)</p>
<p>3)各種交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者スポーツ・レクリエーションに関する情報を収集し、関係機関と連携して取組みます。</li> <li>●芸術・文化イベントについて、定期的を開催し、障がい者の日頃の成果発表の機会とともに、市民が障がい者とふれあう機会をより多く持てるように検討します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (生涯学習課)</p>
<p>(4)福祉教育の推進</p>	
<p>1)学校における福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉体験、福祉講話など、学校における福祉教育について、各学校と社会福祉協議会の連携により今後も継続して実施します。</li> <li>●また、障がい者(児)への手助けの仕方を学ぶ機会を設け、障害に対する理解の向上を図ります。</li> <li>●健常児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を図ります。</li> </ul>	<p>学校教育課 障害福祉課 (社会福祉協議会)</p>
<p>2)一般の福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者に対する市民の理解を深めるため、糸満市健康福祉まつり等を通じ、福祉に関する効果的なイベント(講演会・研修会等)の開催に向けた検討を行います。</li> <li>●職員が講師となる出前講座、市民が講師となる生涯学習ボランティア講座を積極的に周知し、受講を呼びかけます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (社会福祉協議会) 生涯学習課</p>

## 基本目標3-2 安全安心な生活環境の整備

### 基本方針

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、住宅の確保は重要なことから、公営住宅への優先入居の検討をはじめ、グループホームの推進による住まいの確保に取り組めます。

また、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「沖縄県福祉のまちづくり条例」などに基づき、道路、公園をはじめ、市庁舎などの公共施設や民間施設のバリアフリーを推進し、誰もが安心して利用しやすいまちづくりに取り組めます。

地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援していくとともに、障がい者自身のボランティア活動の参加促進に向けた取り組みを推進します。

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)住宅の確保</b>	
1)障がい者に配慮した公営住宅の整備・改善 ●市営住宅の建設、建替えの際にはバリアフリー化及び手すりの設置や車いす対応など、障がい者にやさしい造りとなるように努めます。	まちづくり課
2)公営住宅への優先的入居の検討 ●公営住宅への障がい者の優先入居について、関係課と調整を図りながら基準等の整備に向けた検討を進めていきます。	まちづくり課 (障害福祉課)
3)居住サポート事業の充実と周知(再掲) ●保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施します。 ●本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報・説明会を開催するなど、障がい者の地域移行、居住サポートについて理解の促進を図ります。	障害福祉課
4)住宅改修についての周知(再掲) ●住宅改修費の給付(日常生活用具給付等事業)を周知し、利用促進を図ります。	障害福祉課
5)グループホームの確保推進(再掲) ●障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、関係機関と連携して提供量の確保及び質の充実を図ります。	障害福祉課
6)その他住宅入居支援(新) ●住宅入居等の支援を推進するため、不動産関連事業所等との情報交換の場を設けるようにしていきます。	障害福祉課

(2)障がい者に配慮したまちづくりの推進	
<p>1)沖縄県福祉のまちづくり条例の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民及び市職員に向けて、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に関する定期的な情報発信を行います。</li> <li>●民間の特定建築物については、障がい者等の利用に配慮するように促します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (まちづくり課)</p>
<p>2)道路環境におけるバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民に対し、広告物や駐車等障害物のない歩道の確保に関する意識の啓発を行います。</li> <li>●道路の段差解消等、道路環境におけるバリアフリーについても推進します。</li> </ul>	<p>建設課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●身障者等用駐車場の適正利用を進めるため、障害、病気・怪我、妊娠等で移動に配慮を要する状況にある方へ利用認定証を交付する取組み(ちゅらパーキング利用証制度)の周知及び適正利用を促していきます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 介護長寿課 健康推進課</p>
<p>3)移動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービスの行動援護、同行援護及び地域生活支援事業の移動支援を提供することにより、個別支援型での移動支援を行います。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●いとちゃんminiの運行により、交通弱者である障がい者等を含む市民の公共交通手段の確保に努めるとともに、障がい者が利用しやすくなるよう、「障害者手帳」による割引を行い、負担軽減を図ります。</li> </ul>	<p>市民生活環境課</p>
<p>4)既存施設の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の公共施設のバリアフリー化については、改修が必要な箇所の把握を行い、計画的に改修するように努めます。</li> </ul>	<p>各施設管理 担当課</p>
<p>5)手話・点字等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市庁舎に手話通訳者を設置します。</li> <li>●手話通訳奉仕員養成講座を今後も継続して実施します。</li> <li>●市の行事等に手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣するよう、関係機関への周知を図っていきます。</li> <li>●音訳ボランティアの協力等を得ながら、音声での案内発信など、視覚障害者に対する有効な施策について調査・検討します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (社会福祉協議会)</p>
(3)ボランティア活動等の推進	
<p>1)多様なボランティアの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの市民がボランティアに参加できるように情報提供等を行っていきます。</li> <li>●ボランティア活動推進校を対象とした福祉体験や講演会、障がい者との交流、障がい者への手助けの仕方講習等を行い、学校における生徒の福祉意識やボランティア意識醸成及びボランティアの機会づくり等を進めます。</li> </ul>	<p>社会福祉課 (社会福祉協議会、学校教育課)</p>
<p>2)ボランティア活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアセンターに登録している団体への助成を継続します。障がい者支援につながるボランティア活動の在り方について検討します。</li> </ul>	<p>社会福祉課 (社会福祉協議会)</p>

<p>3)障がい者のボランティア活動への参加促進(再掲)</p> <p>●障がい者等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、障害福祉事業所等の協力の下、自治会等の活動を含めた既存の市民ボランティア活動への参加促進を図ります。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉課 (社会福祉協議会)</p>
---	--------------------------------------

### 基本目標3-3 防災、防犯等の推進

#### 基本方針

近年、各地で大規模災害が発生しており、障がい者が地域で安全に安心して暮らし続けるためには防災対策は大きな課題となっています。障がい者の災害による被害を最小限にするため、緊急時における情報伝達手段の確保をはじめ、避難支援など防災対策の推進に取り組めます。

また、障がい者(児)が犯罪などの被害にあわないよう、警察や地域での見守りなどを推進します。

### 重点施策6:「防災対策の推進」

#### 【重点施策に係る取り組み】

基本目標3 施策分野3 (1)防災対策の推進

#### 【指標】

指標名	令和5年10月 調査時点	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
災害時に近所に 助けてくれる人の いる割合 (アンケート調査)	身体障害者: 27.2% 知的障害者: 27.2% 精神障害者: 26.7%	—	—	前回 調査 より 増加	—	—	前回 調査 より 増加

参考:平成29年調査では、身体障害者 25.2%、知的障害者 23.5%、精神障害者 41.3%  
(上記は参考値。平成29年度調査・令和5年度調査の有効回答サンプル数(母数)には差があるため単純比較はできない。)

#### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
(1)防災対策の推進 <b>重点★</b>	
<p>1)緊急時の対応システムの充実</p> <p>●NET119をはじめ、緊急時に速やかに通報できるシステムの充実及び普及に努めるとともに、市ホームページ、メール119・FAXなど、障害の特性に応じた多様な情報伝達システムを検討します。</p>	<p>消防署警防課 (障害福祉課)</p>

<p>2)地域での防災体制の充実(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の避難支援体制の充実を図るため、緊急避難場所の確保に努めるとともに、災害ボランティアセンター等と協定締結への取組みを推進します。(新)</li> <li>●防災情報や重要な行政情報を迅速かつ確実に市民に伝達するため、防災行政無線の機能強化に取組みます。(新)</li> </ul>	秘書防災課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の防火意識の啓発に関する取組みをはじめ、消防団・自主防災組織との連携などに向けた取組みを推進します。</li> </ul>	消防本部 予防課・消防署 警防課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内のサービス提供事業所における、避難訓練等の防災対策について、各事業所が実施するBCP訓練などへの参加をはじめ、既存の事業所との会議等を活用し、防災に関する情報共有や課題の把握に努めます。(新)</li> </ul>	障害福祉課 介護長寿課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●糸満市要配慮者支援計画に基づき、基幹相談支援センターや相談支援専門員との連携を図り、避難行動要支援者からの同意取得及び個別避難計画の作成に取り組みます。</li> </ul>	障害福祉課
<p>3)防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画に基づき、市民に対する防災知識の普及啓発をはじめ、子どもや若者も参画しやすい防災講話や防災訓練等を実施します。</li> <li>●地域住民に対し、自主防災組織の必要性と結成支援を促進するとともに、防災士の育成や地域における防災訓練の実施に取組みます。</li> </ul>	秘書防災課
<p>4)福祉避難所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内福祉施設との協定締結を通じて、障がい者等が利用できる福祉避難所の確保に努めます。</li> <li>●「南部病院跡地等造成事業基本計画」に基づき、高台にある優位性を活かし、支援を要する人に対して、多様なニーズに応じた適切な支援が届く福祉避難拠点の形成に努めます。(新)</li> </ul>	障害福祉課 政策推進課
(2)防犯対策の推進	
<p>1)防犯思想の普及と消費者啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民生活センター等の提供している消費者啓発活動の周知を図ります。</li> <li>●防犯上のノウハウ等、安全確保に必要な情報提供を警察及び関係機関と連携して、当事者への周知を図ります。</li> </ul>	市民生活環境課